

「大阪市LGBTリーディングカンパニー」認証制度

「性的マイノリティ」の方々を 応援している企業をご存知ですか？

大阪市では、平成31年1月より、LGBT等の性的マイノリティの方々に寄り添った取組みを進めている企業を「LGBTリーディングカンパニー」として認証しています。

「大阪市LGBTリーディングカンパニー」認証制度は、性的マイノリティの方々が直面している課題等の解消に向けた取組みを、先進的・先導的に推進する事業者等を、本市が一定の基準に則り認証するものです。認証を受けた事業者等が社会的に認知されることで、その取組みが広く普及し、誰もが生きやすい社会の実現に向け、社会全体で取組んでいくことをめざしています。

認証基準

商品や役務の提供をする際の取組や、雇用主として従業員に対する取組など、20項目の認証基準のうち適合する取組数に応じて各認証レベルで認証します。

認証レベル

- ★★★ 「三つ星認証」
適合する基準が10以上である事業者等
- ★★ 「二つ星認証」
適合する基準が4以上9以下である事業者等
- ★ 「一つ星認証」
適合する基準が1以上3以下である事業者等



これまで、26の事業者等の皆様から応募いただき、認証を行いました。(令和3年4月末現在)
これからも多くの皆様からのご応募をお待ちしています。



大阪市人権啓発・
相談センター

認証基準や申請の方法等の詳細は、大阪市ホームページでご確認ください。

<https://www.city.osaka.lg.jp/shimin/page/0000457206.html>

06-6532-7631 (平日、午前9時から午後5時30分)

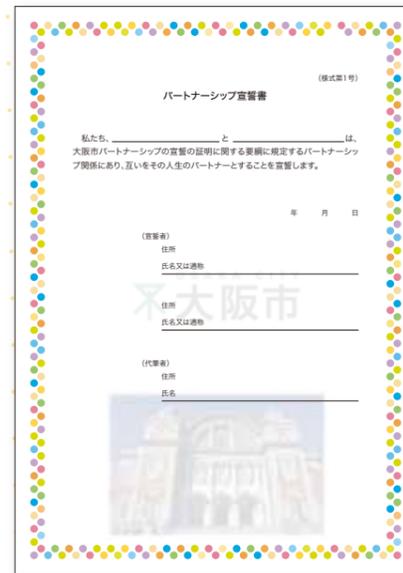


大阪市パートナーシップ宣誓証明制度

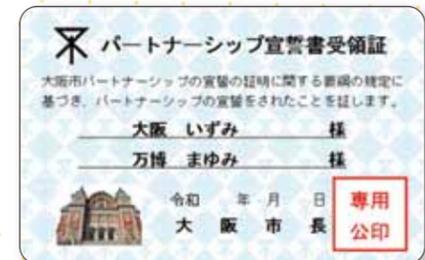
大阪市では、平成30年7月9日より、性的マイノリティ※の方々が、互いを人生のパートナーとし、日常生活において相互に協力し合うことを約した二者間の関係であることを公に証明する「大阪市パートナーシップ宣誓証明制度」を開始しました。この制度は、二人とも、もしくは一方の方が性的マイノリティである場合に利用いただけます。

※「性的マイノリティ」…性的指向が必ずしも異性愛のみではない人又は性自認が出生時の性と異なる人

パートナーシップ宣誓書



パートナーシップ宣誓書受領証



(おもて面) ※デザイン例(数種類からお選びいただけます)

この受領証の提示を受けられた方へ

この受領証は、大阪市として、お二人が互いを人生のパートナーとし日常生活において協力しあうことを宣誓されたことを証することにより、お二人がいきいきと輝き活躍されることを期待するものです。この受領証の提示を受けられた方は、上記の趣旨を十分にご理解くださいますようお願いいたします。

特記事項

(うら面)

この宣誓書受領証を受領したら何ができるの？

この「大阪市パートナーシップ宣誓証明制度」は、婚姻届のように法的効果のあるものではありません。しかし、市営住宅の入居・携帯電話会社での手続き等、宣誓書受領証を活用することができる手続きは少しずつ増えています。

どうしたら宣誓書受領証を発行してもらえるの？

事前にご予約のうえ、パートナーお二人で、必要書類を持って大阪市人権啓発・相談センターまでお越しください。宣誓書受領証の発行に1時間程度お時間をいただきますが、即日発行します。ご予約は、3営業日前までをお願いします。

証明書の発行に必要な書類は？

住民票の写し若しくは住民票記載事項証明書又は戸籍の附票の写し、独身であることを証明する書類、本人確認書類をお持ちください。詳しくは、下記大阪市ホームページでご確認いただくか、お電話・メール等でお問合せください。

大阪市パートナーシップ宣誓証明制度についてのお問合せ

大阪市人権啓発・
相談センター

<https://www.city.osaka.lg.jp/shimin/page/0000439064.html>

06-6532-7631 (平日、午前9時から午後5時30分)

ca-partnership@city.osaka.lg.jp

